

曾 於 市 長 五位塚 剛 殿
曾於市議会議長 迫 杉雄 殿
曾 於 市 教 育 長 中村 涼一 殿
財政援助団体代表者 殿
指定管理者施設代表者 殿

曾於市監査委員 野村 行雄
同 鈴木 栄一

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により結果を報告します。

記

第1 監査の対象

令和5年度に補助金等により市から財政的援助を受けた団体等のうち、次の団体を選定し監査を実施した。

(1) 監査の対象とした補助金（令和5年度交付分）

No	所管課	補助金の名称	団体名
1	企画政策課	曾於市国際交流実行委員会負担金	曾於市国際交流実行委員会
2	企画政策課	隣接自治会設置協力金	元阿那里自治会
3	耕地林務課	森炭素マイレージ交付金	個人3名
4	耕地林務課	地域産材利用促進事業補助金	個人3名
5	総務課	コミュニティFM放送局運営負担金	一般財団法人まちづくり曾於
6	市民環境課	共同墓地災害復旧事業補助金	坂元上霊園
7	生涯学習課	弥五郎どんファンタジア補助金	弥五郎どんファンタジア実行委員会
8	農政課	狩猟者登録手数料補助金	曾於市有害鳥獣捕獲隊
9	福祉介護課	シルバー人材センター運営事業補助金	公益社団法人曾於市シルバー人材センター

(2) 監査の対象とした公の施設の指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称	指定管理者の名称
1	保健課	財部温泉健康センター	(株)メセナ末吉
2	福祉介護課	曾於市養護老人ホーム清寿園	社会福祉法人スマイリングパーク
3	生涯学習課	曾於市民プール	(株)メルヘンスポーツ
4	生涯学習課	曾於市立図書館施設	(株)シダックス大新東ヒューマンサービス
5	生涯学習課	曾於市立歴史民俗資料館及び郷土館	(株)シダックス大新東ヒューマンサービス

第2 監査の期間

財政援助団体監査 令和6年11月27日から11月28日

指定管理施設監査 令和6年11月29日

第3 監査の方法及び着眼点

1 補助団体等

(1) 所管部署関係

- ① 財政援助の決定については法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的は明確か、補助金等の交付手続は適正か。
- ③ 事業が交付目的に従って実施されているか。
- ④ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 関係書類等の保存は適正になされているか。

(2) 団体関係

- ① 補助金等の交付申請書、実績報告書等は適正に記載されているか。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

2 公の施設の指定管理施設

(1) 所管部署関係

- ① 指定管理者選定は、条例等に準拠して適正になされ公平性・透明性が確保されているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ② 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ③ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ④ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ① 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 施設は関係法令（条例等を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

③公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、書類の整備、保存は適正に行われているか。

⑤事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。

第4 監査の実施内容

1 補助団体等

抽出により選定した財政的援助を受けた団体等について、所管課から資料の提出を求め、担当職員から補助事業の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

2 指定管理施設

現在 18 施設ある中で、3年以上実施していない施設から選定し、所管課や指定管理者から資料の提出を求め、指定管理施設に赴き担当職員や施設職員等から説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、補助団体等については、監査した範囲においておおむね適切に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者についても、おおむね適正に処理されていると認められた。各施設それぞれ抱える問題もあり、また、老朽化による施設修繕の増大が課題となってきた。

今回、監査対象となっていない補助団体等及び指定管理施設についても、随時確認を行い適正な事務執行に努められたい。

1 補助団体等

監査した補助団体等については、補助の目的、対象事業及び補助金の算出方法等、市条例、規則、要綱等に基づきおおむね適正に交付されていた。

また、申請から決定に至る交付手続等についても、おおむね適正な事務処理が行われていた。

市民に対し有用な補助金であるにも関わらず、あまり認知されていない補助金もあることから、市民が補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものにするよう市広報やHPなどにて掲載し制度周知を図られたい。

団体の会計処理については、支出伺い、請求書、領収書等は単価、数量、使途理由などを記入し、支出の目的、根拠が分かるようにされたい。

特に食糧費及び記念品、おみやげなどの交際費に分類されるものは更に注意していただきたい。

また、補助団体内部における監視体制が曖昧な団体もあり、組織として監査などチェックを行う体制の確立や関係書類の整備や保管に一層務められるよう、所管課からも指導されたい。

2 指定管理施設

公の施設の指定管理者についても、おおむね適正に処理されているものと認められる。今後も所管課と指定管理者が連携して、協定書等に従い指定管理業務が適切かつ確実に遂行し、利用者が安心して利用できる施設となるよう努められたい。

また、所管課は随時、協定書等どおり運営されていることを監督され、本業務が適正に実施されていない場合は業務の改善指示をされたい。備品においても、所管課は定期的に備品台帳等と照合するなど実施していただきたい。

3 総括

財政援助は、本市でも数多くあり市民や団体へ恩恵をもたらしている。しかしながら厳しい財政状況であることから、事業の公益性や有効性等について十分に検討し、他事業との公平性なども考慮した中で補助金額の変更や終期の設定等の見直しを検討していく時期にきてるのではと思われる。今後も、より適正で効果的な財政援助が行われることを期待する。

指定管理施設については、今回の監査でも老朽化で施設や設備の修繕対応に苦慮されている現実が見えた。市の負担も当然あることから、財政状況が厳しい中どう対応していくか課題である。

また、所管課においては、それぞれの実情に応じ随時、実地調査やモニタリングによる施設の状況把握に努めるとともに、適切な助言や指導監督をお願いしたい。

老朽化により施設の在り方を検討する際は、物価高により施設を築造する費用は数年前より格段に上昇していることから、長期的な視点で公の施設として市が引き続き主体となって事業を実施する必要性も含め検討していただきたい。